

# エステティック業 統一自主基準



一般社団法人 日本エステティック振興協議会

## 目次

---

はじめに	P.4
<b>I . エステティックの定義</b>	<b>P.5</b>
1. エステティック業の定義	
2. エステティックサロンの定義	
3. エステティシヤンの定義	
<b>II . 一般社団法人日本エステティック振興協議会 倫理綱領</b>	<b>P.6</b>
<b>III . エステティック業に関連する法令</b>	<b>P.7</b>
1. 保健医療関係法令	
2. 生活衛生関係法令	
3. 薬務関係法令	
4. 一般民事関係法令	
5. 社会・経済関係法令	
6. 不適正取引防止等に関する条例	
<b>IV . 日本エステティック振興協議会加盟団体 サロン遵守事項</b>	<b>P.8</b>
1. 営業に関する遵守事項	
(1) 継続的役務提供の契約に関する遵守事項	
① 期間、回数、金額に関する遵守事項	
② 概要書面の作成と交付に関する遵守事項	
③ 未成年者との契約に関する遵守事項	
④ クーリング・オフに関する遵守事項	
⑤ 中途解約に関する遵守事項（「関連商品」の精算にかかわる査定等）	
(2) 誘引、販売に関する遵守事項	
① 広告表示に関する遵守事項	
② その他の誘引、販売に関する遵守事項	
2. 施術に関する遵守事項	
3. 施設、設備に関する遵守事項	
4. 衛生に関する遵守事項	
5. 教育に関する遵守事項	
(1) 教育に関する事業者の遵守事項	
(2) 教育に関するエステティシヤンの遵守事項	
<b>V . 統一自主基準違反またはその恐れのある場合の対応</b>	<b>P.17</b>
1. 事実関係の調査	
2. 再発防止策・業務改善計画の提出命令	
3. 中止勧告・中止命令	
4. 制裁処分	
5. 振興協議会への報告	

<b>Ⅵ．統一自主基準の改訂</b> . . . . .	P.18
<b>エステティック業に関する法律（参考資料）</b> . . . . .	P.18
(1) 保健医療関係法令 . . . . .	P.19
①医師法	
②あん摩マッサージ師指圧師、はり師、きゅう師に関する法律	
③理学療法士および作業療法士法	
④栄養士法	
(2) 生活衛生関係法令 . . . . .	P.21
①美容師法	
②理容師法	
③公衆浴場法	
(3) 薬務関係法令 . . . . .	P.22
①医薬品、医療機器の品質、有効性および安全性の確保等に 関する法律 略称：薬機法（旧法名：薬事法）	
②薬剤師法	
(4) 一般民事関係法令 . . . . .	P.23
①民法	
②商法	
(5) 社会・経済関係法令 . . . . .	P.24
①消費者基本法	
②消費者契約法	
③割賦販売法	
④特定商取引に関する法律（特定商取引法）	
⑤不当景品類および不当表示防止法（景表法）	
⑥個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）	
(6) 不公正取引防止等に関する条例 . . . . .	P.32
①消費生活条例	

**別添参考資料**

エステティックサービス概要書面（日本エステティック機構） . . . . .	P.33
エステティックサービス契約書（日本エステティック機構） . . . . .	P.35
エステティックサービス契約書（日本エステティック研究財団） . . . . .	P.37

## はじめに

エステティックは、ヨーロッパで発祥し、日本には明治時代に伝わりました。

我が国では、生活水準の向上や女性の社会進出などに伴い、1970年代より需要が急激に増大し、現在では国民の健康的な生活にとって必要不可欠な産業として、広範な支持を得るまでに成長し、平成14年3月、エステティック業は日本標準産業分類（小分類番号829 細分類番号8292）にサービス業の中で初めて独立分類され「手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業所」として定義されました。

しかし、一方で、その急速な発展に伴い様々な課題も発生しております。その内容は、技術や知識、営業方法、さらには安全性に関するものまで多岐にわたり、消費者とのトラブルの増加に伴い、こうした状況を無視し得なくなってきております。

一般社団法人日本エステティック振興協議会（以下、「振興協議会」という）の定める「エステティック業統一自主基準」は、振興協議会加盟各団体、各団体に加盟する事業所及び個人が中心となって、関連する法令を遵守し、適正な営業を行い、消費者が安心して施術サービスを受けられるエステティックサロンをめざし、エステティック産業全体の健全な育成・発展に寄与するために定めたものです。

### 自主基準とは

多くの業種・業態は、その業務について規制し、その業にかかわる人たちの資格や身分を定めた法律（業法）に従って、商行為やビジネスを営んでいます。

当然、業法に逸脱した行為は、違法行為として何らかの社会的制裁や、時には刑罰等の重い罰則を受けることになります。定められた法律（権利や義務）を守ることは、法治国家の日本国においては当然のことといえます。

さて、関連する法律を遵守し、さらに業（界）全体の健全な発展や社会的必要性の向上を図るために、自ら取り組むべき基本的規範、基準となる諸事項を具体的に定めたものがこの「自主基準」です。

業界によっては、「自主行動基準」「ガイドライン」などと標記して徹底しているものもあります。

こうした「自主基準」は、各業（界）の特徴と関連する法律を踏まえたうえで業界団体が主体的に、①関連する法律の理解を深めて、これを遵守する、②消費者の「安全」「安心」を確保する、③契約等のトラブルの防止、取引の適正化、④人材育成や自己研鑽の必要性、といった内容で明文化されたものが多く、中には独自の罰則規定を定めた厳しいものもあります。

# I. エステティックの定義

---

## 1. エステティック業の定義

### (1) 振興協議会によるエステティックの定義

「エステティック」とは、一人ひとりの異なる肌、身体、心の特徴や状態を踏まえながら、手技、化粧品、栄養補助食品および、機器、用具等を用いて、人の心に満足と心地よさと安らぎを与えるとともに、肌や身体を健康で美しい状態に保持、保護する行為をいう。

#### < 参考 >

◇総務省「日本標準産業分類」で定められた定義

分類番号（小分類番号 789 細分類番号 7892）エステティック業

※分類番号は平成 19 年 11 月に改定され、現在は上記の番号です。

「手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業所をいう。」

◇特定商取引に関する法律（以下、特定商取引法）で定められた定義

「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を行うこと。」

## 2. エステティックサロンの定義

「エステティックサロン」とは、エステティックを行う施設をいう。

## 3. エステティシヤンの定義

「エステティシヤン」とは、エステティックを行う技術者をいう。

## Ⅱ. 一般社団法人日本エステティック振興協議会 倫理綱領

---

人は、人間としての尊厳を維持し、健康で美しく幸福であることを願っている。我々エステティックに携わる者は、このような普遍的なニーズに応え、人々の健康美容生活において心身に満足感を与え、社会に貢献することを使命とする。

エステティック業は、あらゆる年代の人々を対象としたサービス業として、人々の心と身体の両面からの調和を考え、正しい知識と技術を用いて、常に心身の安全を確保し、エステティック・サービスの提供を行うことを目的とする。

一般社団法人日本エステティック振興協議会（以下、「振興協議会」という）は、エステティック産業が健全な発展をめざすために次の倫理綱領を定め、振興協議会加盟各団体並びに他の団体に加盟する事業所・個人は本綱領を遵守する。

1. 私たちは、法令を遵守し、エステティック事業を行う。
2. 私たちは、エステティック業を利用する人々の人格を尊重し、信頼を得るよう努める。
3. 私たちは、良質かつ適正なエステティック・サービスを提供することにより、エステティック業を利用する人々の健康美容生活に満足感を与えることを使命とする。
4. 私たちは、エステティック業を利用する人々の心身の安全を確保し、エステティック・サービスを提供する。
5. 私たちは、エステティックを通じて社会の発展に尽くすとともに、エステティック業全体の質的向上をめざす。

### Ⅲ. エステティック業に関連する法令

エステティック業には、営業者の職務・資格などに関して規定された業法はなく、エステティシャンは、医師や薬剤師などの国家資格所有者ではない。

そのため、自由に参入でき、関連する法律は多岐にわたる。

施術面では医師法または美容師法や理容師法など、免許がなければ行なうことができない業種（医業、美容業、理容業、あん摩・鍼灸・マッサージ業等）の法律に触れることを避ける必要がある。（法律の詳細は、参考資料 P-16 を参照ください。）

また、契約に関しては特定商取引法や消費者契約法、割賦販売法などの規制に従う。このようにエステティックサロン、エステティシャンおよび機器や化粧品などの製造販売事業者は、各方面に事業展開する広告表示を含めエステティック業を取り巻く関連する法律を遵守することが求められる。

関連法律名	適用する主な法令	
保健医療関係法令	医師法	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
	理学療法士、作業療法士法	栄養士法
生活衛生関連法令	美容師法	理容師法
	公衆浴場法	
薬務関連法令	医薬品、医療機器の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（旧法名：薬事法） 【略称：薬機法】	薬剤師法
一般民事関係法令	民法	商法
社会・経済関係法令	消費者基本法	消費者契約法
	割賦販売法	特定商取引に関する法律 【略称：特商法】
	不当景品類および不当表示防止法 【略称：景表法・景品表示法】	個人情報保護法
正取引防止等に関する条例	各自治体が定める消費者生活条例	

## IV. 振興協議会加盟団体 サロン遵守事項

### 1. 営業に関する遵守事項

エステティックサロンは「Ⅲ. エステティック業に関連する法律」で定められている各種条項を遵守し常に消費者の立場に立ち「安全」「安心」な施術はもとより良質かつ適正なエステティックサロン運営を行う。

#### (1) 継続的役務提供の契約に関する遵守事項

継続的役務提供の契約を行う場合、関連する法律を遵守することは、もちろん適正な契約を行わなければならない。

#### 継続的役務提供とは

美しくなる（「身体の美化」）といった役務の提供を受ける者の目的を達成するために、一定期間、継続的に役務提供を受ける必要があるものを指す。

ただし特定継続的役務提供を行うすべてのエステティックサロンが法律の規制を受けるのではなく、政令で定められた「契約期間が1ヵ月を超え、契約金総額が5万円を超えるもの」が特商法の規制対象となり、『1回ごとの都度払い』『期間は、1ヵ月を超えるが契約金総額が5万円以内』『契約金総額は、5万円を超えるが期間は1ヵ月以内』の契約であれば規制の対象とはならない。

次のような場合は注意する必要がある。

役務提供期間を政令の期間内（1ヵ月以内）としたり、1ヵ月ごとに契約を更新する形式であっても、実質的には消費者を継続的に拘束すると判断される場合は、特定継続的役務提供契約と見なされる場合がある。

「役務提供の契約期間が1ヵ月を超え、契約金総額が5万円を超える」契約を行う場合には、法律で定められた契約締結する前に交付する書面（概要書面）と契約時に交付する書面（契約書）をそれぞれ消費者に交付しなければならない。（42条）



## ①期間、回数、金額に関する遵守事項

- (ア) 継続的役務提供の回数は、契約期間内に合理的に消化でき、消費者が納得した回数を設けるものとする。
- (イ) 継続的役務提供の契約期間は、1年以内とするものとする。  
※ただし、契約期間内にサービス提供が完了しない場合は、消費者との合意により延長できるものとする。
- (ウ) 継続的役務提供の契約期間内に役務が未消化の場合は、顧客の要望を重視し、未消化分預かり金に対する処理を速やかに行うものとする（期間の延長、預かり金返還等）。  
その際の預かり金返還精算は中途解約精算式にて行うものとする。
- (エ) 継続的役務提供（関連商品を含む）の契約および、販売する商品類の支払い金額の総額は、消費者の支払い能力を超えない金額を設定するものとする。  
支払い能力については、世帯収入で判断するのではなく、消費者本人の収入の有無などを十分に考慮するものとする。

### 【例示】

分割して「美顔エステ3万円」「全身美容3万円」等の複数の契約書が作成され、それぞれの支払い方法が『都度払い』であっても、エステティックサービスの範囲内の契約を合算した総額で判断されるべきと考える。

なお、金額には、入会金、施設利用料、関連商品の販売、税金等が含まれる。

## ②概要書面の作成と交付に関する遵守事項

エステティック・サービス契約を希望する消費者に対し、エステティックサロンは、消費者に対し役務内容（施術コース名、一回当たりの施術時間、時間単価、施術総回数、総時間数、総支払金額を記載した概要書面を提示し、双方同意の上契約しなければならない。

なお、エステティックサロン契約は、消費者が施術コースを受けるに当たり、必要な商品がある場合は、概要書面に商品名、種類、単価、数量、総金額を記載する。

その他、エステティック・サービスを受けるに当たり、入会期間や入会金がある場合も同様にその金額等を記載して提示しなければならない。

また、エステティック・サービスを受ける消費者の代金支払い方法なども同様に記載しエステティックサロンの名称、代表者名、住所、電話番号を記載・押印し双方納得の上契約締結する。（双方保管する）

\* 印紙税法における「特定継続的役務契約書」は、不課税文書（不課税文書とは課税対象とならない文書を言う）である。

**【別添参考資料】**（P-32 以降に添付してあります。参照ください）

1. 概要書面（裏面にクーリング・オフ・中途解約の解説記述がある）
2. 契約書（裏面にクーリング・オフ・中途解約の解説記述がある）

**【注意】**

エステティックサロンは、消費者が望むエステティック・サービス契約を締結する前必ず次の事項を説明しなければならない。

- あ) クーリング・オフの手続き
- い) 中途解約の手続きと返還金額の算定方法
- う) 消費者の都合でキャンセルした場合のキャンセル料金負担説明
- え) その他法律の改訂に伴う契約料金の変動対応措置等の説明

**③未成年者との契約に関する遵守事項**

未成年者と継続的役務の契約をする場合には、親権者の同席のもと、親権者の同意を得なければならない。

親権者の同席が難しい場合は、親権者に「同意書」を作成願い、これを受領し、さらに電話等で親権者の意思確認を行う必要がある。

**【例示】**

未成年消費者が、親権者の同意を得ず、勝手に「同意書」に未成年者が記名・押印した事例もある。本人の自筆署名筆跡と見比べて注意し、確認する必要がある。

**④クーリング・オフに関する遵守事項**

継続的役務の契約において、適法なクーリング・オフの申し出があった場合は、速やかに解約の手続きを行い、法令で定められた計算方法に基づき返還金額を算出し、算出された金額をクーリング・オフの申し出を受けた日から 1 ヶ月以内に消費者に返還するものとする。

なお、関連商品の販売契約については、健康食品、化粧品、石けん、シャンプー、浴用剤を使用、消費した場合のその使用、消費した部分はクーリング・オフの対象外である。

## ⑤中途解約に関する遵守事項

継続的役務（関連商品を含む）の契約において、中途解約の申し出の場合速やかに解約の手続きを行い、法令で定められた計算方法に基づき返還金額を、それぞれ算出し、算出した金額を解約合意書締結日から1ヵ月以内に消費者に返還しなければならない。

- (ア) 施術に付随する商品（以下「関連商品」という）の返品や解約は、原則として継続的役務提供の契約期間内に限り受け付けるものとする。返還金額については、関連商品の「商品価値」を査定し算出する。それぞれの商品の特性等を考慮し、査定の基準を商品別に設定することとする。
- (イ) 関連商品を販売する場合は、消費者とのトラブルを避けるためにも、返品や解約の受付期間と査定基準を必ず事前に説明するとともに、販売する商品類は、全て関連商品と関連商品以外の商品とに区分し、消費者が十分に理解したことを確認した上で販売するものとする。

### A. 化粧品

未使用で商品の消費期限内のものは、販売代金全額を返金して引き取るものとする。

※ただし、パッケージの開封を含め、内容物が一度でも外気に触れた状態と確認された商品は、商品価値がないものとして引き取らない。  
[開封]とは、消費者の意思で開封した場合をいう。

### B. 健康食品

未使用で賞味期限内のものは、販売代金全額を返金して引き取るものとする。

※ただし、パッケージの開封を含め、内容物が一度でも外気に触れた状態と確認された商品は、商品価値がないものとして引き取らない。  
[開封]とは、消費者の意思で開封した場合をいう。

### C. 下着類

開封されていても汚れや破損のない未使用の商品は、販売全額を返金して引き取るものとする。

使用済みの商品は、再販することが不可能なため、使用料金相当額を差し引いた金額で引き取るものとする。

使用料金相当額は、販売代金の40%相当の金額をベースに、契約期間の月割りで算定する。

著しく商品価値が損なわれている場合は、引き取らない。

消費者が試着する場合は、サンプル品で行うものとする。

#### 使用料金相当額の算出方法

##### 【計算式】

使用料相当額 =

販売代金 × 40% + (販売代金 60% × (使用月数 ÷ 契約期間))

##### 【計算例】

販売代金 10 万円、契約期間 1 年、使用月数 6 ヶ月の場合

使用料相当額 = 4 万円 + (6 万円 × (6 ÷ 12)) = 7 万円

返金額 = 3 万円 (10 万円 - 7 万円)

### D. 機器類 (美顔器、脱毛器等)

未使用の商品は、販売代金全額を返金して引き取るものとする。

開封されていても汚れや破損のない未使用の商品は、販売代金を全額返金して引き取るものとする。

保証期間を超えた商品は、商品価値がないものとして引き取らない。

使用済みの商品は、再販することが不可能なため、使用料金相当額を差し引いた金額で引き取るものとする。使用料金相当額は、販売代金の40%相当の金額をベースに、契約期間の月割りで算定する。

著しく商品価値が損なわれている場合は、商品価値が認められないことがあり、引き取らない。

## (2) 誘引、販売に関する遵守事項

誘引、販売を行う場合、関連する法令および、下記事項を遵守し、不当な誘引、販売方法は一切行わないものとする。

### ① 広告表示に関する遵守事項

広告表示に関しては、景表法の定めに従い消費者が有利或いは優良誤認するような表記は行ってはならない。

景表法に違反した広告表示行なった場合は、一定条件の基、行政処分として「課徴金」が科せられるようになったので注意しなければならない。

日本エステティック振興協議会が制定した「エステティックに関する広告表記のガイドブック」に記載の諸事項を十分認識してこれを遵守しなければならない。以下にその概要を示す。

- 1) 最上級および客観的事実に基づく具体的な根拠を表示できない優位性を意味する用語を用いた広告への掲載禁止
- 2) 合理的根拠のない使用前・使用後の写真を広告掲載の禁止
- 3) 短期間で効果が出るような客観的に実証が困難であって、根拠が不明確な数値表示した広告掲載の禁止
- 4) 医療機器であるかのごとくまた、医療行為の誤認の恐れがある表記を広告することを禁止
- 5) 期間が不明瞭な価格表示の広告掲載の禁止

#### 1. 優良誤認表示（景表法第5条第1号）

商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものより、著しく優良であると誤認される表示をいう。

#### 2. 有利誤認表示（景表法第5条第2号）

商品やサービスの価格などの取引条件について実際のものや事実と相違して競争事業者のものより、著しく有利であると誤認される表示をいう。

日本エステティック振興協議会が制定した「エステティックに関する広告表記のガイドブック」に記載の諸事項を十分認識してこれを遵守する。

## 広告表現の広告への掲載禁止事例

- 1) 最上級および客観的事実に基づく具体的な根拠を表示できない優位性を意味する用語の広告

最新の・最高の・完全・究極・世界（日本）一・効果抜群・世界最先端・最大の納入実績・万全・最適・最新鋭・即時効果など

- 2) 合理的根拠のない使用前・使用後の写真を広告

使用前・後の結果写真すべて  
(掲載するには、必ずあらかじめ定められた根拠を掲載する写真に記載しなければなりません。)

- 3) 短期間で効果が出るような客観的に実証が困難であって、根拠が不明確な数値表示した広告

10分で痩せる・驚きの短期間スリム・1回で××cmマイナスなど

- 4) 医療機器であるかの如くまた、医療行為の誤認の恐れがある表記の広告

小顔・リフトアップ・筋肉層へのアプローチ・深部の脂肪を徹底撃退・むくみ解消・細胞再生・シミ、しわの改善、骨盤や骨格の調整等

- 5) 期間が不明瞭な価格表示の広告

今ならたったの●●円（同じ広告の継続掲載）など

日本エステティック振興協議会が制定した「エステティックに関する広告表記のガイドブック」に記載の諸事項を十分認識してこれを遵守する。

## ②その他の誘引、販売に関する遵守事項

### (ア) キャッチセールスの禁止

路上その他の場所において消費者を呼び止め、その場、または営業所、もしくはその他の場所へ誘引して契約の締結を勧誘する行為はしないものとする。

### (イ) アポイントメントセールスの禁止

電話などでの勧誘やダイレクトメール等で本来の販売や勧誘等の目的を告げず、または誤認されるような表現を用いて事務所または営業所に呼び出し、契約締結を勧誘する行為はしないものとする。

### (ウ) 過量販売の禁止

消費者の日常生活において通常必要とされる回数・期間・分量を著しく超えサービスの提供ならびに商品の販売をすること。

### (エ) 次々販売の禁止

消費者の日常生活において通常必要とされる回数・期間・分量を著しく超えていることを知りながら、さらにそのサービスの提供ならびに商品の販売はしないものとする。

## 2. 施術に関する遵守事項

関連する法令に定められている各種条項を遵守し、常に消費者の心身の安全を確保し、良質かつ適正な役務サービスを提供するものとする。

## 3. 施設、設備に関する遵守事項

それぞれの事業の営業形態に関連する法令に定められている各種条項を遵守し、健全なエステティック営業施設にふさわしい環境を整えるものとする。

## 4. 衛生に関する遵守事項

エステティックは、お客様の肌や身体に直接触れて施術を行なうため、常に適切な衛生管理の維持が求められる。

公益財団法人日本エステティック研究財団の「エステティックの衛生基準」に準じ、施設・設備・機器・備品等の清掃・洗浄・消毒および正しい手洗いを励行して衛生の維持・向上を図り、全ての消費者およびエステティシヤンの安全と健康の確保に努める。

## 5. 教育に関する遵守事項

次に掲げる基準を遵守し、エステティックの社会的信頼、地位の向上を目指すものとする。

### (1) 教育に関するエステティックサロン経営者の遵守事項

- ①エステティックサロン経営者（以下、事業者という）は、エステティシャンに対し、エステティックの技術、知識等の向上に関する教育を行うものとする。
- ②事業者は、エステティシャンに対し、事業に関連する技術、機器、商品、その他の知識を十分に理解させ、消費者の安全確保に関する教育を十分に行うものとする。
- ③事業者は、エステティシャンに対し、職業人としてのホスピタリティ・マナーを十分に教育し、消費者の満足度の向上を目指すものとする。
- ④事業者はエステティシャンに対し、業務に関連する法令の知識を理解させ、健全なエステティックの普及に努めさせるべく教育を十分に行うものとする。

### (2) 教育に関するエステティシャンの遵守事項

- ①エステティシャンは、エステティックの技術、知識等の向上に努めるものとする。
- ②エステティシャンは、事業に関連する技術、機器、商品、その他の知識を十分に理解し、消費者の安全確保に努めるものとする。
- ③エステティシャンは、職業人としてのホスピタリティ・マナーを最大限発揮し、消費者の満足度の向上に努めるものとする。
- ④エステティシャンは、事業に関連する法令の知識を理解し、健全なエステティックの普及に努めるものとする。



## V. 統一自主基準違反またはその恐れのある場合の対応

---

### 1. 事実関係の調査

- (1) 振興協議会各加盟団体（以下「加盟団体」という）は、各団体に加盟する会員（以下「会員」という）の統一自主基準違反の恐れのある旨の通報があったときあるいはその情報を入手したときは、直ちに事実関係の調査を開始することができる。
- (2) 加盟団体は、事実関係の調査を行うにあたり、通報者のプライバシーに充分配慮し、公正かつ客観的な調査を行うものとする。

### 2. 再発防止策・業務改善計画の提出命令

- (1) 加盟団体は、事実関係の調査の結果、統一自主基準違反を行った会員に対し、再発防止策及び業務改善計画書の作成・提出を命じることができる。
- (2) 加盟団体は、前項の再発防止策及び業務改善計画書が不十分と判断した場合には、会員に対し、是正を求めることができる。

### 3. 中止勧告・中止命令

- (1) 加盟団体は、事実関係を調査した結果、会員の違反行為が認められたときは、直ちに、その行為を行っている会員に対し、その行為の中止を勧告することができる。
- (2) 会員が前項の中止勧告に従わない場合、加盟団体は、その行為を行っている会員に対し、違反行為の中止を命令することができる。

### 4. 制裁処分

- (1) 加盟団体は、統一自主基準違反行為を行い、前記各号の業務改善計画書の提出に応じなかったり、中止勧告・中止命令に従わない会員に対し、その団体の定款その他の規則にしたがって制裁処分を行うことができる。
- (2) 加盟団体が会員に業務改善命令及び制裁処分を行う時は、次の事項を総合的に勘案して決定する。
  - ①統一自主基準違反行為の違法・不正の程度
  - ②統一自主基準違反行為の動機、目的
  - ③統一自主基準違反行為が行われた期間、回数
  - ④被害発生の有無・程度
  - ⑤加盟団体への対応
  - ⑥その他関連事項
- (3) 加盟団体は、会員に対する制裁処分を行うにあたり、会員に弁明の機会を与えるものとする。

### 5. 振興協議会への報告

加盟団体は、統一自主基準違反を行った会員に対し前項の制裁処分を行ったときは、処分内容を振興協議会に報告する。

## VI. 統一自主基準の改訂

---

### 1. 本基準の改訂について

エステティック業に関連する法律の改正または社会情勢の変化によって、本自主基準を適宜、見直すものとする。

### エステティックに関連する法律（参考資料）

---

エステティックサロンにおいて日常的に行われている行為、例えば施術行為であるお客様の肌に直接触れるさまざまな技術サービスやエステティック機器、機材を使用する技術サービス、店販商品の販売、前払いによる継続的役務契約行為、集客を目的とする広告宣伝や勧誘行為等々、何気なく行っている行為が現在施行されている法律といかに多くかわりあっているかということを知り理解しておくことは、サロン経営者だけでなく、直接お客様と接するエステティシャンにとっても大切なことです。何か問題が起こってから「知らなかった」では済まされないのです。

現在エステティックは、施術行為を通じて人が健康で美しくあることに貢献する業として、日本標準産業分類のサービス業の細分類に定められています。

しかし、エステティック業やエステティシャンの身分が確立されないまま、平成11年10月22日施行の訪問販売法（現・特定商取引法）及び割賦販売法の一部改正によりエステティック業は指定業種とされ、営業に関して直接法規制を受けることになりました。

その後、平成13年6月1日、平成14年7月1日、平成16年11月11日と次々に法律改正が行われ、継続的役務提供事業者に対する「禁止事項・義務事項」が強化されました。

さらに、訪問販売・通信販売・電話勧誘販売における規制強化、並びにそれらの販売を後押しするクレジット契約に対する規制強化のため、平成20年6月、特定商取引法および割賦販売法が大幅に改正されました（平成21年12月施行）。またその間、平成13年4月1日には消費者契約法が施行され、平成14年4月1日には個人情報保護法が施行されました。

前述した各法律の改正・施行により、消費者への対応はより厳しいものとなりました。

また人の肌に直接触れる職業として医師法、薬機法、その他関連する法律の規制下に置かれています。

エステティック業は、業法もない自由業とはいえ、これら関連する法律の大部分は刑法（厳しい罰則規定があります）が適用されますので、安易な考えや自分勝手な思い込みでサロン運営に当たることは、サロンの存続にかかわることになります。関連する法律を正しく理解し、適正な営業を心がけてください。

## (1) 保健医療関係法令

### ① 医師法

医師法は医師の資格（業務独占資格）と業務内容等を規定した法律です。

医師でなければ医業をなしてはならない（17条）、また医師でなければ医師またはこれに紛らわしい名称を用いてはならないと定めてあります（18条）。つまり、医師資格を有しないエステティシャンは、医療行為あるいは医療類似行為に抵触する行為はできませんし、これに違反すれば3年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられます（31条）。サロン現場では、「治療行為」や「診察や診断行為」はもちろん、「治療」「治癒」などといった表現を使うことも違反行為になります。

特に、厚生労働省からの通知等には留意し、違反行為は行わないよう注意しましょう。

※業務独占資格：特定の業務に際して、特定の資格を有している者のみが従事可能で、資格がなければその業務を行うことが法律で禁止されている資格。

### ② あん摩マッサージ師指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

あん摩マッサージ師指圧師、はり師及びきゅう師の資格と業務内容に関して規定した法律です。有資格者及び医師以外の者がこれらの業を行う場合は、それぞれ該当する免許が必要となり、資格を有しないエステティシャンがこれら規定に抵触する施術行為を行った場合には法律違反と見なされ罰せられる恐れがあります。これら有資格者の業務目的は、あくまでも治療行為であり、エステティックの目的とは異なっていますが、治療的な行為や類似するような行為は、施術行為に用いないようにしなければなりません。

### ③ 理学療法士および作業療法士法

理学療法士および作業療法士法の資格と業務内容に関して規定している法律ですが、あくまでも医師の指導の下で行われます。理学療法士が行う「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせたり、電気刺激やマッサージ、温熱その他の物理的手段を加えたりすることで機能の回復（リハビリテーション）を目的としています。

また作業療法士が行う「作業療法」とは、身体または精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るために、手芸、工作その他の作業を行なわせることを目的としています。

エステティックにおける施術行為との接点は、理学療法士が行う電氣的刺激、マッサージ、温熱、その他の物理的手段を用いる場合、基本的動作能力の回復を

図る行為に類似または抵触するおそれのある行為、特に低周波機器、EMS 機器、その他の機器による施術やマッサージ技法を、エステティックの目的から逸脱しないよう注意しなくてはなりません。

#### ④ 栄養士法

栄養士や管理栄養士全般の職務や資格などに関して規定している法律です。そして、この栄養士の資格は名称独占資格で、「栄養士」の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者のことをいいます。

エステティックサロンにおいても、ホームケアアドバイスの一環として栄養面での指導が行われていますが、資格を有していないのに「栄養士」と名乗ったり、類似するような名称を名乗ったりすることがないように、くれぐれも留意しましょう。

## (2) 生活衛生関係法令

### ①美容師法

美容師の資格とその業務内容を規定した法律で、美容とは、「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう」と定義されています。

また、美容の業を行う目的で設けられた施設を「美容所」と定義し、開設に当たっては都道府県知事に届けなければなりません。

さらに、厚生労働省からだされる美容師法にかかわる通知にも留意が必要です。

### ②理容師法

理容師の資格とその業務内容を規定した法律で、理容とは、「頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう」と定義されています。また、理容の業を行う目的で設けられた施設を「理容所」と定義し、開設に当たっては都道府県知事に届けなければなりません。

### ③公衆浴場法

本来、「公衆浴場」の経営について定めた法律です。この法律において公衆浴場とは、温湯、潮湯または温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設のことをいい、都道府県知事（保健所を設置する市または特別区にあっては、市長または区長）の許可を受けなくてはなりません。また業として公衆浴場を営むものを浴場業といいます。

エステティックの場合でも、「全身美容の目的をもって入浴施設を備え、多人数を反復継続して入浴させるときには、当該営業において公衆浴場法の適応がある」とした厚生労働省の通知があるので、シャワー設備、サウナ、その他の入浴施設を設ける場合は、公衆浴場法に基づいた許可を受けるか、保健所等に問合せ、必要な措置を講じる必要があります。

### (3) 薬務関係法令

#### ①医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

(旧法名：薬事法) \*略称：薬機法(平成26年11月27日改正)

「この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする」と、第1章第1条で定められています。エステティックでは、主に「化粧品」を使用しますが、最近では「医薬部外品」として認可されたものを使用する頻度も高くなってきています。

1 「医薬品」および「医薬部外品」の定義は以下の薬機法の条文とおりです。  
(定義)

第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 日本薬局方に収められている物
- 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等(機器器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラムでないもの(医薬部外品及び再生医療等製品を除く))
- 三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの(医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く)

2 この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であつて人体に対する作用が緩和なものをいう。

- 一 次のイからハまでに掲げる目的のために使用される物(これらの使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く)であつて機械器具等でないもの
  - イ 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止
  - ロ あせも、ただれ等の防止
  - ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛
- 二 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみ、その他これらに類する生物の防除の目的のために使用されるもの(この使用目的のほかに、合わせて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く)であつて機械器具等でないもの
- 三 前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物(前二号に掲げる物を除く)のうち、厚生労働大臣が指定するもの

※医薬部外品：薬用化粧品、薬用歯磨き剤、パーマ液、染毛剤などのほかに多くのものが該当します。

### 〈参考〉

化粧品：人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、または皮膚もしくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。2001年4月以後、全成分を表示することが義務付けられている。

医療機器：人もしくは動物の疾病の診断、治療もしくは予防に使用されること、または人もしくは動物の身体の構造もしくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等であって、政令で定めるものをいう。

医師法の項でも述べましたが、エステティックでは治療等の行為はできないので、医薬品や医療機器を用いた施術行為はできません。

また、医薬部外品においても「目的外使用」を指摘されているケースもありますので、適性に使用するよう注意が必要です。同様に、化粧品についても取扱説明書等に明記された適正な使用方法こそが、安全な使用方法ということになります。

## ②薬剤師法

薬剤師の資格と業務内容全般を定めた法律です。そして、薬剤師の任務を「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする」と定めています。

薬剤師の主な仕事は、医師の処方に基づいた薬の調剤ですが、薬剤師以外の者が販売・授与の目的で調剤を行うこと、薬剤師とまぎらわしい名称を用いることを禁じています。よって、薬剤師の資格を持たないエステティシャンが調剤することは法律で認められていませんし、薬も取り扱うことはできません。

## (4) 一般民事関係法令

### ①民法

日本における主要な6つの法律＝六法（日本国憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の1つで、民法は、私人間の法律関係（契約など）に関する基本的事項を定めています。したがって、エステティックサロンとお客様との取引には必ず民法が関係しています。

例えば、人や法人の権利、未成年の定義、意思表示を含めた法律行為の解釈、物権に関する事、債権に関する事（契約の成立、効力、解除や不当行為、売買の定義など、エステティックサロンの経営にかかわる多くの法律の原点といえる法律です。

## ②商法

日本における主要な6つの法律＝六法の1つで、商行為にかかわる基本事項を定めた法律です。

この法律では「商人(＝自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう。店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者または鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、これを商人とみなす)の営業、商行為その他商事については、他の法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の定めるところによる」と定義しています。

営業規模や売上の大小に拘らず、利益を得るための商行為を営んでいれば、すべて商法の定めに従わなくてはなりません。

## (5) 社会・経済関係法令

### ①消費者基本法

この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的としています。

また消費者基本法においては、消費者政策の基本理念として、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本とするとともに、政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者基本計画を定めなければならないとされています。

この法律の目的を達成するために、国として必要な関係法令の制定または改正を行わなければならないと定められており、消費者の利益擁護にかかわる様々な法律に影響する法律でもあります。

### ②消費者契約法

この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、または困惑した場合について契約の申込みまたはその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部または一部を無効とすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律（平成13年4月1日施行）です。

ここでいう「消費者」とは、個人（事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く）をいい、事業は営利、非営利を問いません。



また「事業者」とは、法人その他の団体及び事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合における個人をいい、株式会社、個人商店はもちろんのこと、農業協同組合、宗教法人、医療法人、国、地方公共団体、NPO 法人、労働組合なども「事業者」に該当します。

そして「消費者契約」とは、労働契約を除く消費者と事業者との間で締結される契約のことをいい、この法律では消費者と事業者が結んだ契約の全てが対象になります。

万が一、契約を勧誘されている時に事業者に、以下のような不適切な行為があった場合、消費者は契約を取り消すことができます。

#### ●不適切な行為の例

- a) 嘘を言っていた。(不実告知)
- b) 確実に儲かるとの儲け話をした。(断定的判断の提供)
- c) うまい話を言っておいて、都合の悪いことを知っていて隠していた。  
(不利益事実の不告知)
- d) 自宅や職場に押しかけて「帰ってくれ」等と言ったにも関わらず  
帰らなかった。(不退去)
- e) 事業者から呼び出されたりして「帰りたい」等と言ったにも関わらず  
帰してくれなかった。(退去妨害)

#### ③割賦販売法

割賦販売等に係る取引を公正にし、その健全な発達を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もって国民経済の発展に寄与することを目的（第1条）としている法律です。平成20年6月に改正がなされ（平成21年12月施行）、規制内容が大幅に変更されました。

##### (ア) 指定商品制の廃止、割賦の定義見直し

- a) 不動産の販売を除くすべての商品、役務を扱うクレジット取引（信用購入あっせん）を割賦販売法の適用対象とします。
- b) これまで「2ヵ月以上かつ3回払い以上」の分割払いとしていたクレジット契約の定義を「2ヵ月を超える支払い（1回払い、2回払いを含む）」として、規制対象を拡大しています。  
※翌月1回払いは規制の対象外のまま
- c) クレジット取引契約は、これまで「割賦販売購入あっせん」と定義されていたものが、以下のとおり2種類の定義となっています。

#### ● 包括信用購入あっせん

クレジットカード等を使用し、総合方式やリボルビング方式での契約で与信がなされるもの

## ● 個別信用購入あっせん

個別の契約ごとに与信がなされるもの

### (イ) 個別クレジット業者の登録制

- a) 個別クレジット業者（正式には「個別信用購入あっせん業者」）についても登録制（3年ごとに更新）とし、立入検査、改善命令などを背景に監督が強化されています。
- b) クレジットカード業者（正式には「包括信用購入あっせん業者」）は従来、登録制ですが、新たに暴力団排除要件など個別クレジット業者の登録制移行に合わせて登録要件が強化されています。

### (ウ) 個別クレジット業者による加盟店の調査義務

- a) 個別クレジット業者は特定継続的役務提供も含む訪問販売等（通信販売は除く）を行う加盟店について、勧誘方法や履行体制などを調査する義務を負い、不当な勧誘や販売がなされていると認められる場合クレジット契約の締結を禁止されます。
- b) 加盟店契約締結時、個別クレジット契約締結時のみならず、苦情が多数発生している場合にも調査が必要とされます。

### (エ) 過剰与信防止義務

- a) クレジットカード業者、個別クレジット業者ともに指定信用情報機関を利用した支払能力の調査が義務づけられ、消費者の支払能力を超えるクレジット契約の締結が禁止されます。
- b) クレジットカード業者はカードを交付し、カードの利用限度額を増額する際に「包括支払可能見込額」を、個別クレジット業者はクレジット契約の締結にあたり「個別支払可能見込額」を調査しなければなりません。各支払可能見込額は、自己申告に基づく収入、指定信用情報機関からの情報に基づくクレジット債務の額、世帯人員数、持家の有無を勘案して算定した生活維持費の額等により算定されます。

### (オ) 個別クレジット契約での書面交付義務とクーリング・オフ

#### a) 趣旨

個別クレジット業者は特定継続的役務提供も含む訪問販売等（通信販売は除く）に関して契約内容を具体的に特定し、クーリング・オフできることなどを明記したクレジット契約書面の交付義務を負います。

#### b) 効果

消費者はクレジット契約書面の交付を受けてから8日間以内に通知を発することで個別クレジット契約をクーリング・オフすることができます。クレジット契約書面の不交付、不備、クーリング・オフ妨害などがあった場合にはクーリング・オフの起算日が遅れます。個別クレジット業者にのみクーリング・オフ通知をした場合に加盟店との販売契約等のクーリング・オフの効力も認められます。

クーリング・オフされた場合、個別クレジット会社は消費者から受け取った分割払金を返還しなければならない一方で、加盟店に支払った立替金の返還を請求できます。加盟店（販売業者）は自らの費用で消費者に引渡済みの商品等の引き取りができる一方、消費者から受け取った金銭がある場合は返還しなければなりません。

## (カ) クレジット契約の取消し

### a) 趣旨

個別クレジット契約を利用した特定継続的役務提供も含む訪問販売等（通信販売は除く）の契約締結にあたり、商品販売契約またはクレジット契約に関する不実の告知または告知により誤認して消費者が契約をしたときは、追認することができるとき（不実告知などを知ったとき）から6ヵ月以内であれば販売契約とともにクレジット契約を取り消すことができます。但し、契約締結から5年が経過した後は取り消せません（特定商取引法9条の3にも同様の定め）。

### b) 効果

クレジット契約が取り消された場合、個別クレジット会社は消費者から受け取った分割払金を返還しなければならない一方で、加盟店に支払った立替金の返還を請求できます。加盟店（販売業者）は自らの費用で消費者に引渡済みの商品等の引き取りができる一方、消費者から受け取った金銭がある場合は返還しなければなりません。

## ④特定商取引に関する法律（特定商取引法）

訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型（訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、ネガティブ・オプション）を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律です。

### (ア) 特定継続的役務提供に対する規制

エステティックは、長期・継続的な役務（「えきむ」と読む。サービスの意味）の提供とこれに対する高額の対価を約する取引として、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室などとともに、特定継続的役務に指定されています。

では「特定継続的役務」とは何か、同法の法第41条第2項で次のように規定されています。すなわち、「特定継続的役務」とは、国民の日常生活に係る取引において有償で継続的に提供される役務であって次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。

- a) 役務の提供を受ける者の身体の美化または知識もしくは技能の向上その他のその者の心身または身上に関する目的を実現させることをもって誘引が行われるもの
- b) 役務の性質上、前号に規定する目的が実現するかどうかは確実にないもの  
この「特定継続的役務」は、美しくなる（「身体の美化」）、英語が上達する（「知識もしくは技能の向上」）といった役務の提供を受ける者の目的（「心身または身上に関する目的」）を達成するために、一定期間、継続的に役務提供を受ける必要があるものを指します。

ただし特定継続的役務提供を行うすべてのエステティックサロンが法律の規制を受けるのではなく、政令で定められた「期間＝役務提供の契約期間が1ヵ月を超え、金額（対価）＝契約金総額が5万円を超えるもの」が同法の規制対象となり、『1回ごとの都度払い』、『期間は1ヵ月を超えるが契約金総額が5万円以内』、『契約金総額は5万円を超えるが期間は1ヵ月以内』の契約であれば規制の対象とはなりません。但し、役務提供期間を政令の期間内（すなわち1ヵ月以内）としたり、1ヵ月ごとに契約を更新する形式であったりしても、実質的には消費者を継続的に拘束すると判断される場合は特定継続的役務提供契約と見なされる場合があります。例えば、分割して「美顔エステ3万円」「全身美容3万円」等の複数の契約書が作成され、それぞれの支払い方法が『都度払い』であっても、エステティック・サービスの範囲内の契約を合算した総額で判断されるべきと考えます。なお、金額（対価）の中には、入会金、施設利用料、関連商品の販売、税金等が含まれます。

規制の対象となる「期間＝役務提供の契約期間が1ヵ月を超え、金額（対価）＝契約金総額が5万円を超えるもの」に該当する契約を行う場合には、法律で定められた契約締結を行う前に交付する書面（事前説明書）と契約時に交付する書面（契約書）をそれぞれ交付しなければなりません。（42条）

**(イ) 事前説明書（概要書面）に記載しなくてはならない事項（全11項目）**

- a) 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号、法人ならば代表者の氏名
- b) 役務の内容 ※会員制度等の内容も含む
- c) 購入が必要な商品（関連商品）がある場合にはその商品名、種類、数量
- d) 役務の対価（または権利の販売価格）その他支払わなければならない金銭の概算額  
※入会金、関連商品代金等を含む
- e) 上記の金銭の支払い時期、方法
- f) 役務の提供期間 ※会員制の場合は会員の有効期間等の明示も含む
- g) クーリング・オフに関する事項
- h) 中途解約に関する事項
- i) 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項
- j) 前受金の保全に関する事項
- k) 特約があるときには、その内容 Ex. キャンセル時の約束事（金額等）

**(ウ) 契約書に記載しなくてはならない事項（全14項目）**

契約を締結した後、当該契約の内容および当該契約に関して法律で定められた事項について情報提供するものであり、「遅滞なく」交付されるべきものです。特段の事情がない限り、契約の締結を行ったその場で交付することとなります。

- a) 役務（権利）の内容、購入が必要な商品（関連商品）がある場合にはその商品名  
※会員制度等の内容を含む
- b) 役務の対価（または権利の販売価格）そのほか支払わなければならない金銭の額  
※入会金、関連商品代金等を含む
- c) 上記の金銭の支払い時期、方法
- d) 役務の提供期間 ※会員制の場合は会員の有効期間等の明示も含む
- e) クーリング・オフに関する事項
- f) 中途解約に関する事項
- g) 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号、法人ならば代表者の氏名
- h) 契約の締結を担当した者の氏名
- i) 契約の締結の年月日
- j) 購入が必要な商品（関連商品）がある場合には、その種類、数量
- k) 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項
- l) 前受金の保全措置の有無、その内容
- m) 購入が必要な商品がある場合には、その商品を販売する業者の氏名（名称）、  
住所、電話番号、法人ならば代表者の氏名
- n) 特約があるときには、その内容 Ex. 予約についてのキャンセル料の金額等

## (エ) その他

そのほか消費者に対する注意事項として、書面をよく読むべきことを赤枠の中に赤字で記載しなければなりません。また、契約書面におけるクーリング・オフの事項についても赤枠の中に赤字で記載しなければなりません。さらに、書面の字の大きさは8ポイント（官報の字の大きさ）以上であることが必要です。

特定商取引法では、前述した2種類の書類交付義務の他にも、禁止事項等が定められていますので、正しく理解し適正な営業活動に努める必要があります。

■特定商取引法は、2016年に改正され、悪質事業者に対する規制や罰則が強化されました。特に、不実告知等に対する法人への罰金額の上限が1億円に引き上げられたり、業務停止命令違反があった場合の懲役刑の上限が3年に引き上げられたりする改正が行われました（施行は2017年11月頃の見込み）。そのため、勧誘の目的を明確にするなど、法令遵守の徹底がますます問われます。

## ●禁止されている事項（43、44条）

### 1. 誇大広告

広告を行うときは、その事項について著しく事実と相違する表示をし、または実際のものより著しく優良であり、もしくは有利であると人を誤認させるような表示。

2. 不実（事実と違うこと）告知  
契約締結の勧誘または契約の解除を妨げるために、不実のことを告げること。
3. 重要事項の不告知  
契約の締結について勧誘するとき、または、契約の解除を妨げるために故意に事実を告げないこと。
4. 威迫・困惑  
契約を締結させるため、または契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させること。
5. 契約に基づく債務や契約の解除にともなう債務の履行をしなかったり、不当に遅延させたりすること。
6. 契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする、または契約の解除について迷惑を覚えさせるような仕方でこれを妨げること。
7. 老人その他の者の判断力の不足に乘じ、契約を締結させること。
8. 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。
9. 契約を締結する際、当該契約にかかる書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。
10. 関連商品（化粧品、健康食品等）の契約の解除を妨げるため、当該商品を使用させる、またはその全部もしくは一部を消費させること。
11. 関連商品販売契約に基づく債務または関連商品販売契約の解除によって生ずる債務の全部または一部の履行を拒否する、または不当に遅延させること。  
※前記1～11の行為については、関連する別の法律や都道府県条例でも同様に禁止されていますので、注意しましょう。

#### ⑤不当景品類及び不当表示防止法（略称：景表法、景品表示法）

商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）（昭和22年法律第54号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的として定められた法律で、「景品表示法」「景表法」とも呼ばれています。

ここでいう「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品または役務の取引（不動産に関する取引を含む。以下同じ。）に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、消費者庁が指定するもの。また「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品または役務の内容または取引条件その他これらの取引に関する事項について行なう広告その他の表示であって、消費者庁が指定するものをいいます（セールストークも含まれます）。

この法律で定める「不当な表示」や「過大な景品類の提供（景品規制）」とは、次に挙げるようなものがあります。

(ア) 優良誤認表示(商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示)

- a) 実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示
- b) 事実に相違して競争業者にかかわるものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

※不実証広告規制

消費者庁は、商品サービスの内容（効果、性能）に関する表示についての優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間（資料定収要求文書送達日から15日間以内）を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。事業者が資料を提出しない場合または提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、当該表示は不当とみなされる。

(イ) 有利誤認表示(商品、サービスの価格その他取引条件についての不当表示)

- a) 取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- b) 取引条件について、競争業者にかかわるものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

(ウ) 商品・サービスの取引に関連する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ消費者庁が指定する表示（二重価格表示、おとり広告に関する表示等）

(エ) 景品規制

景品表示法に基づく景品規制は、(1) 一般懸賞に関するもの、(2) 共同懸賞に関するもの、(3) 総付景品に関するものがあり、それぞれ、提供できる景品類の限度額等が定められています。限度額を超える過大な景品類の提供を行った場合などは、消費者庁は当該提供を行った事業者に対し、景品類の提供に関する事項を制限し、または景品類の提供を禁止することができます。

■表示や景品の規制に違反した場合は、消費者庁より『措置命令』を受けることもあります。また、都道府県知事も景品表示法に基づく権限を有しており、違反行為者に対して、行為の取りやめ、訂正広告を行うことなどが指示できることになっています。

■2016年4月1日より、景表法に新たに課徴金制度が導入されました。課徴金制度の対象となる行為は、上記(ア)優良誤認表示と(イ)有利誤認表示です、これらの行為により事業者が得た売上額の3%が課徴金額として徴収されます（下限の課徴金額は150万円です）。事業者の方は、これまで以上に広告表示に対する理解と注意が求められます。

## ⑥個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者（個人情報取扱事業者：個人情報の数が5,000を超えなければ、「個人情報取扱事業者」に該当しません）の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

またこの法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいいます。

個人情報取扱事業者に該当する、しないとは別に、いずれのエステティックサロンでも、お客様本人から直接個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対して個人情報の利用目的等の書かれた書面を手渡し、説明した上で本人の同意を得る必要があります。さらにホームページやパンフレット、入り口等への書面掲示など、誰もが見える場所に掲げて公表しておくことが望ましいでしょう。また利用目的の変更があれば、本人にその旨を通知し、改めて同意を得る必要があります。

コンピュータで管理され検索できるように整理されたものでなく、通常エステティックサロンで使用している紙のカウンセリングシートの場合でも、特定の個人を簡単に検索できるように管理されているものは、やはり個人情報データベースになりますので、無造作に放置したり、むやみに持ち出したりできないように気をつけましょう。

エステティックサロンにとって「個人情報」とはお客様の情報だけでなく、サロンで働くエステティシャン個人の情報もそれに当たりますので、履歴書等の取扱や情報の流出に気をつけましょう。

## (6) 不適正取引防止等に関する条例

### ①消費生活条例

条例とは、地方公共団体等が国の法律とは別に定めた法をいい、日本国憲法第94条で「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」と定められています。よって、地方公共団体等が自主的に定めた、当該地域のみで通用する法律（規制）だと理解してください。

消費生活条例は、地方公共団体等の事情や状況によって定められた内容に違いがありますが、現行法を補完している条例ですから、現行法に違反するような多くの行為は、条例違反として指導や罰則を科せられることとなります。

昨今、特定商取引法等に違反した事業者が、都道府県消費生活条例違反で行政処分を受けているケースは、まさに現在施行されている法律と消費生活条例の関係性を物語っているといえます。

あなたのサロンを管轄する地方自治体の条例についても、正しく理解しておく必要があるでしょう。



この書面は「特定商取引に関する法律」に定める特定継続的役務提供契約の概要について記載した書面であり、エステティックサービス契約に先立ってお客様にお渡しする書面です。  
内容を十分にご確認の上、ご契約をお願いします。

## エステティックサービス概要書面

### 1、エステティックサービスメニューについて

コース名・時間・料金等の詳しい内容は当サロンのコース案内パンフレットをご覧ください。

### 2、ご希望の役務内容と概算額

20 年 月 日 お名前 \_\_\_\_\_

#### ① 〈 入 会 〉

入会期間	入会金
20 年 月 日 ~ 20 年 月 日	¥

#### ② 〈 役務の内容 〉

コース名	時間(分)	単価	回数	総時間数	金額
					¥
					¥
					¥
					¥
合 計					¥

〈 役務提供期間 〉 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

役務提供期間は双方の合意により延長できるものとします。期間延長は、役務提供期間満了日の30日前までにお客様よりお申し出ください。

#### ③ 〈 関連商品 〉 コースを受けるにあたり必要となる商品

商品名	種類	単価	数量	金額
				¥
				¥
				¥
				¥
合 計				¥

お支払総合計金額 ① + ② + ③

¥

### 3、お支払い方法及びお支払時期

お支払方法	お支払時期	金額 (分割払手数料含む)
現金持参・デビットカード	20 年 月 日	¥
現金振込・クレジットカード1回払い	20 年 月 日	¥
クレジットカード 支払回数 回	クレジット会社名	初回・最終回 ¥
ショッピングクレジット 支払回数 回	年 月より毎月 日引落	通常各回 ¥

割賦販売法に基づく抗弁権の接続が適用されます。詳しくは各クレジット会社の契約書をご覧ください。

会社名

代表者氏名

印

所在地

電話番号

#### 4、クーリング・オフについて

①お客様は、契約書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、関連商品を含め、書面により契約を解除することができます。これを「クーリング・オフ」といいます。

お客様がクーリング・オフをした際には、違約金及び利用した役務の対価等の支払いをすることは不要です。

又、当サロンが、当該契約に関してお客様から金銭を受領しているときは、速やかに全額を返金いたします。

但し、関連商品のうち、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（当サロンがお客様に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除きます。）は、当該商品に限りクーリング・オフをすることができません。

②当サロンがお客様に不実のことを告げ、又は威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合は、お客様は、改めて当サロンからクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、当サロンより説明を受けた日から起算して8日間以内であれば、クーリング・オフをすることができます。

③関連商品の引き渡しが行われている際には、当該関連商品の引き取りに要する費用は当サロンの負担とします。

④クーリング・オフは、お客様が書面を当サロン宛に発信したときにその効力が生じます。

#### 5、中途解約について

お客様は、クーリング・オフ期間を過ぎても、関連商品を含め契約の中途解約ができます。但し、関連商品の内、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（当サロンがお客様に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除きます。）は、当該商品に限り中途解約をすることができません。又、未使用であっても、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は返金対象外となります。

なお、関連商品のみの中途解約は認められません。

中途解約時の費用として、次の料金をお支払い頂きます。

・「役務提供開始前」 \_\_\_\_\_ 円（上限2万円）

契約締結及び履行のために要する費用としてお支払い頂きます。

・「役務提供開始後」 精算金 = お支払済総額 - ①提供された役務の対価 - ②関連商品代金 - ③解約手数料

① 提供された役務の対価（1回当りの役務料金×利用回数）

② 関連商品代金（以下の1から3の合計金額）

1. 健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品のうち開封又は使用したものの代金

2. 上記1を除く関連商品が返還された場合はその※通常の「使用料相当額」

3. 上記1を除く関連商品が返還されない場合は商品代金全額

③ 解約手数料 2万円又はご契約残額（未消化役務残額）の10%に相当する額のいずれか低い方の額

※通常の「使用料相当額」= [ \_\_\_\_\_ ] + { (販売代金 - [ \_\_\_\_\_ ] ) × (使用期間 ÷ 契約期間) }

関連商品として購入された下着類、美容機器類で、開封使用したのものについては、上記の計算により通常の使用料相当額をお支払い頂きます。但し、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。

この場合は商品代金全額となります。

・役務提供期間が過ぎた契約については、中途解約はできませんのでご注意ください。

・クレジット等をご利用の場合の精算は各クレジット会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認下さい。

6、法令の改正による消費税率の変動に起因して本書面における支払予定概算額が変動する場合は、変動した差額をお支払いいただく場合があります。

#### 7、キャンセル料について

お客様のご都合により当日予約をキャンセルされた場合は所定のキャンセル料(別紙参照)を頂きます。

#### 8、前受金の保全措置について

前受金保全措置については以下のとおりです。

・行っています。具体的には \_\_\_\_\_

・行っていません。

この書面をよくお読みください

お客様控

本部	店長	担当者

### エステティックサービス契約書

No. \_\_\_\_\_

太枠内「お客様記入欄」裏面の約款に基づき以下の通り契約を締結します。

お客様 (甲)	契約日	20	年	月	日	担当者コード・氏名	
	氏名	カガナ				生年月日	顧客コード
		Ⓜ 大・昭・平				年 月 日 ( ) 歳	
	住所	〒 - - ご連絡先 (自宅 Tel・携帯) - -					
	職業	勤務・学生 主婦・自営 無職・他	会社・学校名称				
		所在地	〒 - -				

#### ① 〈入会〉

入会期間	20	年	月	日	～	20	年	月	日	入会金	¥
------	----	---	---	---	---	----	---	---	---	-----	---

#### ② 〈役務内容〉 役務提供期間 ( 20 年 月 日 ～ 20 年 月 日 )

コース名	時間 (分)	単価	回数	総時間数	金額
					¥
					¥
					¥
					¥
合計					¥

#### ③ 〈関連商品〉

商品名	種類	単価	数量	金額
				¥
				¥
				¥
				¥
合計				¥

① + ② + ③ お支払総合計金額

¥

#### 〈お支払い方法及びお支払時期〉

お支払方法	お支払時期	金額 (分割払手数料含む)
現金持参・デビットカード	20 年 月 日	¥
現金振込・クレジットカード1回払い	20 年 月 日	¥
クレジットカード 支払回数 ( ) 回	クレジット会社名	初回・最終回 ¥
ショッピングクレジット 支払回数 ( ) 回	年 月より毎月 日引落	通常各回 ¥

○割賦販売法に基づく抗弁権の接続が適用されます。詳しくは各クレジット会社の契約書をご覧ください。

○前受金保全措置については以下のとおりです。

- ・行っています。具体的には \_\_\_\_\_
- ・行っていません。

(乙) 会社名 代表者氏名 所在地 電話番号	Ⓜ	(関連商品の販売者が乙と異なる場合) 会社名 代表者氏名 所在地 電話番号
---------------------------------	---	---

## エステティックサービス契約約款

第1条 (契約の成立) お客様(以下、「甲」といいます。)は、本契約書の記載内容及び約款の各条項を承諾のうえ、当サロン(以下、「乙」といいます。)に対して、本日、エステティックサービス(以下、「役務」といいます。)の申込を行い、乙はこれを承諾しました。

2. 甲が未成年の場合は、親権者の同意を必要としますので、「親権者同意書」等の書面で親権者の同意を乙が確認したうえで、本契約の成立となります。
3. 甲がクレジットを利用する場合は、甲及びクレジット会社間の立替払契約が成立しないときは、本契約も成立しなかったものとみなします。

第2条 (役務の内容) 乙は、甲に対し、本契約書に記載するコース名、時間及び回数の役務を提供するものとし、役務の提供に際し甲が購入する必要がある商品(以下、「関連商品」といいます。)がある場合は、その商品名、種類、数量を明記するものとします。

第3条 (役務等の金額) 乙は、甲に提供する役務の対価、関連商品がある場合、その代金その他甲が支払わなければならない金額を本契約書に明記するものとします。

第4条 (支払方法及び支払時期) 甲は、乙に対し、役務等の金額を本契約書に記載された支払方法及び支払時期に従い支払うものとします。

第5条 (役務の提供期間) 役務の提供期間は、本契約書に記載された期間とします。但し、提供期間は甲乙双方の合意により延長できるものとします。甲が延長を希望する場合は、役務提供期間満了日の30日前までに乙に申し出なければなりません。

### 第6条 (クーリング・オフ)

甲は、契約書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、関連商品を含め、書面により契約を解除することができます(これを「クーリング・オフ」といいます)。なお、関連商品のみのクーリング・オフは認められません。クーリング・オフをした際は、違約金及び利用した役務の対価等の支払いは不要です。又、乙が契約に関して甲から金銭を受領している時は、速やかに全額を返金いたします。但し、関連商品のうち、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき(乙が甲に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除く)は、当該商品に限りクーリング・オフをすることができません。

2. 乙が甲に不実のことを告げ、又は威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合、甲は、改めて乙からクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、乙より説明を受けた日から起算して8日間以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。
3. 関連商品の引渡しが行われている際には、当該関連商品の引き取りに要する費用は乙の負担とします。
4. クーリング・オフは、甲がクーリング・オフ書面を乙宛に発信したときに、その効力が生じます。
5. 関連商品の販売者が乙と異なる場合には、甲は、当該販売者宛にもクーリング・オフをする旨の書面を送付してください。
6. クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認下さい。

### クーリング・オフ(契約解除)文例

#### 契約解除通知書

住所〇〇〇〇 〇〇会社 代表者〇〇〇〇殿

〇年〇月〇日、貴社〇〇店との間で締結したエステティックサービス契約について、約款第6条に基づき契約を解除します。

つきましては、支払い済みの〇〇〇円を下記銀行口座に振込んでください。また、私が受け取った商品をお引き取りください。

銀行口座：〇〇銀行〇〇支店 普通預金口座〇〇〇〇 名義人〇〇〇〇

〇年〇月〇日 住所〇〇〇〇〇 氏名〇〇〇〇

第7条 (中途解約) 甲は、クーリング・オフ期間を過ぎても、関連商品を含め、契約の中途解約ができます。但し、関連商品のうち、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき(乙が甲に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除く)は、当該商品に限り中途解約をすることができません。又、未使用であっても、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は返金対象外となります。なお、関連商品のみの解約は認められません。

2. 中途解約時の費用として次の料金をお支払い頂きます。

「役務提供開始前」 契約締結及び履行のために要する費用をお支払い頂きます。\_\_\_\_\_円(上限は2万円です。)

「役務提供開始後」 精算金 = お支払済総額 - ①提供された役務の対価 - ②関連商品代金 - ③解約手数料

①提供された役務の対価(1回当りの役務料金×利用回数)

②関連商品代金(以下の1から3の合計金額)

1. 健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等のうち開封又は使用したものの代金
2. 上記1を除く関連商品が返還された場合はその通常の「使用料相当額」
3. 上記1を除く関連商品が返還されない場合はその代金

③解約手数料 2万円又はご契約残額(未消化役務残額)の10%に相当する額のいずれか低い方の額

※通常の「使用料相当額」=[ ] + { (販売代金 - [ ] ) × (使用期間 ÷ 契約期間) }

関連商品として購入された下着類、美容機器類で、開封使用したのものについては、上記の計算により通常の使用料相当額をお支払い頂きます。但し、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は返金対象外となります。

3. 役務提供期間が過ぎた契約については、解約はできませんのでご注意ください。
4. クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認下さい。

第8条 (施術上の注意) 乙は、甲へ役務提供するにあたり、事前に甲の体質(治療中の皮膚疾患、アレルギー、敏感肌、薬の服用の有無)及び体調を聴取し確認するものとします。甲の体調・体質により、乙は甲への役務提供をお断りする場合があります。

2. 役務提供期間中、甲は体調を崩したり、施術箇所に異常が生じた場合は、直ちに乙へその旨を伝えるものとします。この場合、乙は直ちに役務を中止します。その原因が乙の施術に起因する疑いがある場合は、一旦乙の負担で、甲に医師の診断を受けて頂く等の適切な処置をとることとし、甲乙協議の上解決するものとします。

第9条 (キャンセル料) 甲は、甲の都合により予約日当日にキャンセルをした場合は、所定のキャンセル料(別紙参照)を乙に支払うものとします。

第10条 (別途協議) 本契約書に定めのない事項又は本契約書に疑義が生じた場合は、甲乙の協議により解決するものとします。

第11条 法令の改正による消費税率の変動等に起因して本契約における支払総額が変動した場合は、変動した差額をお支払いいただく場合があります。

# エステティックサービス契約書

NO. \_\_\_\_\_

裏面の約款に基づき以下のとおり契約を締結します。

裏面を必ずお読み下さい。

契約期間：平成 年 月 日(契約締結日) から 平成 年 月 日まで

ご契約者(甲)	お名前	(フリガナ)		生年月日：大 昭 平 年 月 日( 歳)	お客様番号
	ご住所	〒	都 道 郡 府 県 市区	町 丁目	番 号
	お仕事	無職 主婦 学生 自営 勤務	名称 所在地	〒	内線
連絡先：      ご自宅      勤務先      その他(      )					

入 会 金						¥					
施 術 内 容	施 術 内 容 明 細	単 価	回 数	1回当たりの施術時間	総時間数	料 金 ( 税 込 )					
						¥					
						¥					
						¥					
						¥					
小 計						¥					

以下の欄は、約款第2条第2項に定める関連商品(健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤)を記載します。

関 連 商 品	商 品 内 容 ( 種 類 ) 明 細	単 価	数 量	料 金 ( 税 込 )							
				¥							
				¥							
				¥							
				¥							
合 計 金 額				¥							

料 金 支 払 方 法	(1) 現金支払い	年 月 日(¥ )
	(2) クレジット支払い	会社名( ) 年 月 日申込 支払回数( ) クレジット支払い総額 ¥( 内手数料等¥ ) 初回支払予定日 年 月 日 クレジット支払いについて、契約を解除する際抗弁権の接続が( あります。 ・ ありません。 )
前受金の保全措置：      あり(内容 )      なし		契約書受領印 月 日

上記内容にて確かにお受け致しました。

(乙)

会社名	
代表者氏名	☑
所在地	
電話番号	

契約担当者 所属 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

# エステティックサービス契約書約款

- 第1条** お客様（以下「甲」といいます。）は、本契約書記載の内容を承諾の上、本日当サロン（以下「乙」といいます。）に対し、エステティックサービスの申込みを行い、乙は甲の申込みを承諾しました。
2. 甲が未成年者の場合は、親権者の同意を必要としますので、親権者の同意を確認した上で本契約の成立とします。（本契約書に親権者の同意書を添付していただきます。）
3. 甲がクレジットを利用する場合は、甲及びクレジット会社間の立替払い契約が成立しないときは、本契約も成立しなかったものとみなします。

- 第2条** 乙は、甲に対し、乙の定めるエステティックサービスの中から甲が選択するサービスを、契約書記載の対価・回数・施術時間により行うものとします。
2. サービスに付随して必要となる関連商品（健康食品・栄養補助剤・化粧品・石けん・浴用剤）の販売を行う場合には、その関連商品（健康食品・栄養補助剤・化粧品・石けん・浴用剤）ごとの価格・数量を明らかにするものとします。
3. サービスに付随して必要となる関連商品（下着類、美容機器類）の販売を行う場合、関連商品購入契約書により、その関連商品（下着類、美容機器類）ごとの価格・数量を明らかにするものとします。
4. 乙は、甲に対するサービスの提供の記録を作成し、その記録を常備するものとします。

- 第3条** 甲は、乙からエステティックサービスを受けるに当たって、支払いの方法として、前払金の現金一括払い又は乙と提携するクレジット会社の立替払い等のなかから甲の希望する方法を選択できるものとします。

- 第4条** 契約期間は、この書面の表面記載の期間とします。契約期間は、甲乙の合意により延長できるものとします。

- 第5条** 乙は、エステティックサービスを行うに際し、事前に、甲に対し、同人が皮膚疾患等により治療中であるか、アレルギー体質であるか、薬を服用しているか、敏感肌性であるかその他エステティックサービスを受ける障害となる事由があるか否かを、聴取し、確認するものとします。
2. エステティックサービス期間中に、甲が体調を崩したり、サービス部位に異常を生じた場合には、甲は直ちに、乙に対し、その旨を伝えるものとします。この場合、乙は直ちにエステティックサービスを中止します。また、その原因が乙に起因する疑いがある場合には、とりあえず乙の負担で、甲に医師の診療を受けていただく等の適切な処理を図ることにします。

- 第6条** 甲は、本契約を定める事項を記載した契約書面を受領した日から起算して8日以内であれば、書面により、入会金を含め契約を解除することができます。
2. 前項の契約の解除が乙の責により妨害された場合は、経済産業省令で定められた契約の解除ができる旨を記載した書面の交付・説明を受けた日から8日間を経過するまでは、前項の契約の解除ができます。
3. 関連商品（第2条第2項及び第3項）についても契約の解除ができます。商品の引き渡しがすでにされているときは、その引取りに要する費用は乙の負担とします。ただし、第2条第2項に定める関連商品（健康食品・栄養補助剤・化粧品・石けん・浴用剤）については使用し、又はその全部もしくは一部を消費したとき（乙が甲に当該商品を使用させ、又はその全部もしくは一部を消費させた場合を除く）は、その限りではないこととします。

- 第7条** 前条による契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を、乙宛てに発信した時に、その効力が発生するものとします。
- なお、甲は、クレジットを利用する契約の場合は、ただちに乙に契約の解除を申し出た旨をクレジット会社にも別途書面による通知をするものとします。

平成〇年〇月〇日、貴社（〇〇〇店）との間で締結した〇〇〇〇の役員契約について、約款第6条及び第7条の規定に基づき解除します。

なお、私が貴社に支払った代金の〇〇〇〇円を、下記銀行口座に振り込んでください。

また、私が、保管している商品を引き取ってください。

〇〇銀行〇〇支店、普通預金口座〇〇〇〇号 口座名義人 〇〇〇〇

平成〇年〇月〇日

契約者 住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇 印

住所 〇〇〇〇

〇〇会社 代表者 〇〇〇〇 殿

## クリーニング・オフ(契約解除)の文例▶

- 第8条** 第6条による契約解除については、違約金及び利用したサービスの対価は不要とし、乙は、甲から受領した前払金を速やかに甲に返還するものとします。なお、前払金を返還する際の費用は乙の負担とします。

- 第9条** 第6条に定める期間を経過した場合にも、甲は乙に申し出ることにより契約を解除することができます。この場合、甲は、乙に対し、契約残額の %（10%以内）の違約金を支払うものとします。ただし、違約金は、2万円を超えることができないものとします。違約金には、初期費用を含むものとします。
2. 第2条第2項、第3項に定める関連商品についても、前項による解約ができるものとします。ただし、商品の状態により商品価値が残存していないと評価されることがあります。

- 第10条** 甲が、前条により契約を解除した場合、乙は、すでに受領している前払金のうち、下記算式によって計算された精算金を、契約解除の日から1か月以内に甲に返還するものとします。ただし、精算金がマイナスの場合、甲は乙に対しその不足分を支払うこととします。

〔算式〕

$$\text{精算金} = \text{支払総額} - (\text{1回当たりの料金} \times \text{利用回数}) - \text{違約金} \\ - \text{関連商品の通常の使用料相当額}$$

支払総額には入会金も含まれるものとします。第2条第3項に定める関連商品の使用料等については関連商品購入契約書によるものとします。

クレジットの精算は、クレジット会社所定の方法によるものとします。

2. 前項の場合において、サービスを提供する場所の変更等、乙の都合によって甲がサービスを受けることが著しく困難になったことにより、甲が契約の解除をした場合には、乙は、甲に対し、前項の精算金の計算にあたり、違約金を控除しないものとします。
3. 甲は、乙がクレジット会社の請求により精算上必要な範囲において甲の利用回数をクレジット会社に通知することを承諾するものとします。

- 第11条** 甲の自己都合により、施術予約をキャンセルする場合、甲は乙に所定のキャンセル料を支払うこととします。

- 第12条** 本契約に定める事項について疑義が生じた場合、その他本契約に関して紛争が生じた場合には、甲乙協議のうえ、解決するものとします。

2. 本契約に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとします。



日本エステティック振興協議会の構成団体※では、消費者がエステティックサロンにおいて「安全」「安心」で良質なサービスを受けることができるように、消費者およびエステティックサロンをサポートする相談・問い合わせ窓口を設けています。

◆ **日本エステティック業協会 AEAエステティック相談センター**

受付：月曜日・水曜日・金曜日（祝祭日、年末年始を除く）

午後12時30分～5時

TEL：03-5212-8805 / FAX：03-5212-8806

◆ **日本エステティック協会 お客様サポートセンター**

受付：月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）

午前9時～午後5時

TEL：0120-915-467（フリーダイヤル）

◆ **日本エステティック工業会 美容ライト脱毛相談室**

受付：月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）

午前9時～午後5時

TEL：0120-158-310（フリーダイヤル）

※ 一般社団法人日本エステティック振興協議会の構成団体は、一般社団法人日本エステティック協会(AJESTHE)、一般社団法人日本エステティック業協会(AEA)、一般社団法人日本エステティック工業会(JEIA)で構成されています。

## エステティック業統一自主基準

発行：一般社団法人 日本エステティック振興協議会  
コンプライアンス委員会

監修：藤田謹也 法律事務所

〒111-0055 東京都台東区三筋2-24-8 TEL:03-5823-4755 FAX:03-3866-2600

URL：http://esthe-jepa.jp